

# 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、会津若松市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 老人福祉センターの経営
- (9) ふれあい福祉センター総合生活相談支援事業
- (10) 低所得世帯に対する資金の貸付
- (11) 奉仕銀行の設置運営
- (12) 社会福祉事業施設団体職員の共済事業
- (13) 障害福祉サービス事業
- (14) 障害児通所支援事業の経営
- (15) 移動支援事業
- (16) 居宅介護等事業
- (17) 老人デイサービス事業の経営
- (18) 介護予防事業
- (19) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームみなづる）の経営
- (20) 福祉サービス利用援助事業
- (21) 放課後児童健全育成事業
- (22) 北会津保健センターの経営

(23) 園芸ふれあいセンターの経営

(24) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、福島県会津若松市追手町5番32号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員20名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のう

ちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬及び費用弁償等）

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

（構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 合併
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認

- (12) 公益事業に関する重要な事項
- (13) 解散
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員会に議長を置く。

2 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

### (役員の定数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法第45条の16第2項第1号の理事長とし、常務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (役員の資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならぬ。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならぬ。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 顧問

(顧問)

第 26 条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議長)

第 31 条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 会員

(会員)

第 33 条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会で別に定める。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第34条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会の運営については、別に定める。

## 第9章 事務局及び職員

### (事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

## 第10章 資産及び会計

### (資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 4,100,000円
- (2) 建物 福島県会津若松市城東町195番地、194番地所在  
鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建のうち  
老人福祉センター部分 1階部分 14.12m<sup>2</sup>  
2階部分 109.2.62m<sup>2</sup>  
3階部分 45.36m<sup>2</sup>

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、会津若松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、会津若松市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、

定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第11章 公益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) へき地保育所（会津若松市湊しらとり保育園）事業の経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 地域包括支援センター（会津若松市河東地域）事業
- (4) 介護予防支援事業
- (5) 要介護認定調査事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上

の同意を得て、評議員会の承認を得なければならない。

## 第 12 章 解散

### (解散)

第 46 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第 47 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 13 章 定款の変更

### (定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、会津若松市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を会津若松市長に届け出なければならない。

## 第 14 章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第 50 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

会 長（理事）	林 平 蔵
理 事	岸 久 吉
理 事	大 内 賢 譲
理 事	中 島 政 美
理 事	山 口 アサオ
理 事	新 城 靖 蔵
理 事	木 村 長一郎
監 事	柏 木 信一郎
監 事	市 橋 仙治郎
監 事	佐々木 博

## 附 則

この定款の変更は、平成11年3月9日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

## 附 則

この定款の変更は、平成12年2月21日（福島県知事の認可のあった日）より施行する。

## 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年5月24日）から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成15年3月14日）から施行する。

## 附 則

1. 平成16年8月11日付け福島県知事認可の定款（以下、「合併後の定款」という。）は、社会福祉法人北会津村社会福祉協議会（以下、「北会津村社協」という。）との合併が成立した日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 合併後の定款第6条第1項の規定の適用については、施行日から平成17年6月13日までの間にあっては、同項中「理事17名」を「理事27名」に、「監事3名」を「監事5名」とする。

3. 合併後の定款第15条第2項の規定の適用については、施行日から平成17年6月13日までの間にあっては、同項中「評議員35名」を「評議員61名」とする。
4. 施行日の前日において、合併前の北会津村社協の理事の職にあった者については、合併後の定款第10条第1項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下、「会津若松市社協」という。）の理事に選任されたものとみなす。
5. 施行日の前日において、合併前の北会津村社協の監事の職にあった者については、合併後の定款第10条第2項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の会津若松市社協の監事に選任されたものとみなす。
6. 施行日の前日において、合併前の北会津村社協の評議員の職にあった者については、合併後の定款第17条第1項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の会津若松市社協の評議員に選任されたものとみなす。
7. 第4項、第5項及び前項の規定により、理事、監事、評議員とみなされた者及び会津若松市社協の理事、監事、評議員の任期は、改正後の定款第9条第1項又は第18条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成17年6月13日までの間とする。

#### 附 則

1. 平成17年8月18日付け福島県知事認可の定款（以下、「合併後の定款」という。）は、社会福祉法人河東町社会福祉協議会（以下、「河東町社協」という。）との合併が成立した日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 合併後の定款第6条第1項の規定の適用については、施行日から河東町社協の理事・監事の任期（平成18年4月29日）までの間にあっては、同項中「理事20名」を「理事29名」に、「監事3名」を「監事5名」とする。
3. 合併後の定款第15条第2項の規定の適用については、施行日から河東町社協の評議員の任期（平成18年5月31日）までの間にあっては、同項中「評議員41名」を「評議員60名」とする。
4. 施行日の前日において、合併前の河東町社協の理事の職にあった者については、合併後の定款第10条第1項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下、「会津若松市社協」という。）の理事に選任されたものとみ

なす。

5. 施行日の前日において、合併前の河東町社協の監事の職にあった者については、合併後の定款第10条第2項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の会津若松市社協の監事に選任されたものとみなす。

6. 施行日の前日において、合併前の河東町社協の評議員の職にあった者については、合併後の定款第17条第1項の規定にかかわらず、施行日において、合併後の会津若松市社協の評議員に選任されたものとみなす。

7. 第4項及び第5項の規定により、理事、監事とみなされた者の任期は、改正後の定款第9条第1項にかかわらず、施行日から平成18年4月29日までの間とする。

8. 第6項の規定により、評議員とみなされた者の任期は、改正後の定款第18条第1項にかかわらず、施行日から平成18年5月31日までの間とする。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年4月13日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年6月13日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成19年4月12日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成21年5月13日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成23年5月11日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成24年4月4日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日(平成25年5月9日)から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日（平成 27 年 4 月 17 日）から施行する。  
ただし、改正後の定款第 6 条第 1 項及び第 15 条第 2 項の規定は、平成 27 年 6 月 14 日から適用する。

## 附 則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日（平成 27 年 6 月 2 日）から施行する。  
ただし、改正後の定款第 6 条第 2 項の規定は、平成 27 年 6 月 14 日から適用する。

## 附 則

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この定款の変更は、会津若松市長の認可のあった日（令和元年 10 月 17 日）から施行する。